

第9章 廢棄物處理

1. ごみ処理の現況

(1) ごみ処理のエリア及び処理施設

平成 17 年 8 月 1 日に、旧八代市、旧坂本村、旧千丁町、旧鏡町、旧東陽村、旧泉村の 6 市町村が合併したことに伴い、合併協議に基づきごみ処理のエリアを南部ブロックと北部ブロックに分けて処理を行っている。

※以降、旧八代市：本庁管内、旧坂本村：坂本支所管内、旧千丁町：千丁支所管内
旧鏡町：鏡支所管内、旧東陽村：東陽支所管内、旧泉村：泉支所管内と標記する。

- ①南部ブロック：本庁及び坂本支所管内
処理施設…八代市清掃センター（旧八代市の既存施設）
- ②北部ブロック：千丁支所、鏡支所、東陽支所及び泉支所管内
処理施設…八代生活環境事務組合クリーンセンター
（八代市及び氷川町のごみを処理）

(2) ごみの収集

合併協議に基づき、本庁及び各支所の区域毎にごみを収集している。
本庁管内のごみ収集は、平成 11 年 1 月から「燃えるごみ」と「資源物（20 分別）」の 2 つの区分での収集を行っていたため、合併と同時に各支所管内の収集区分の統一を図った。

① 燃えるごみの収集

各管内の「燃えるごみ」の収集は及び集積所数等は表-1 に示すとおり。

表-1

管 内	集積所数	収 集 頻 度	収集車輛
本 庁	2,100	週 2 回／月・木、火・金、水・土 の 3 区分	8 台
坂 本	190	週 2 回／月・木、火・金 の 2 区分	1 台
千 丁	131	週 2 回／月・木、火・金 の 2 区分	1 台
鏡	路線収集	週 2 回／月・木、火・金 の 2 区分	2 台
東 陽	62	週 2 回／月・木、火・金 の 2 区分	1 台
泉	120	週 1 回／月、火、水、金 の 4 区分	1 台
合 計	2,603		14 台

[備考]

- ①鏡支所管内以外はステーション方式で収集（集積所数の合計は鏡管内分を含まない）。
- ②全エリアにおいて収集業務を委託している。
- ③本庁及び泉支所管内の収集車輛は市の所有車輛を貸与している。
- ④泉支所管内の可燃物収集は、木曜日を利用し、月に 1 週のみ週 2 回収集を実施している。
- ⑤千丁・鏡・泉支所管内では、ハッピーマンデーについても収集を実施している。

i) 有料指定袋製の導入

本庁管内では、平成 11 年 4 月から、ごみ処理手数料を含んだ有料指定袋制度を導入（指定袋の販売は、平成 11 年 3 月から開始）した。

導入当初は大袋と中袋の 2 種類であったが、平成 11 年 10 月から、高齢者世帯や単身世帯などのごみの排出量が少ない世帯に対応するため、小袋の販売を開始

した。指定袋は、市が販売を許可した指定小売店（スーパーマーケット・ホームセンター・コンビニエンスストア等）286店舗（平成18年3月末現在）で販売している。

なお、合併に伴い、坂本、東陽、泉の各支所管内においては、小売店（71店舗／一部区長・婦人会の団体を含む）による販売を開始した。また、千丁・鏡支所管内では、区長による注文受付販売を継続して実施している。

[有料指定袋の種類と販売価格]

合併協議により、販売する指定袋形状・デザイン及び価格は本庁管内の例により統一した。なお、旧市町村が販売していた指定袋については、指定袋の販売価格が急激に値上がりすることへの緩和措置、家庭内在庫の消費対策として、合併から1年間（平成18年7月31日まで）の使用を認めた。

大袋 450 …1枚 50円／1ロール；10枚巻／500円（消費税込み）

中袋 300 …1枚 35円／1ロール；10枚巻／350円（消費税込み）

小袋 150 …1枚 20円／1ロール；10枚巻／200円（消費税込み）

② 「資源の日」の分別収集

合併協議に基づき、合併当初の平成17年8月から市内全域で表-2に示す品目で20分別による分別収集を実施している。また、各集積所には分別指導員を配置し、20分別の現地指導を実施している。

「資源物」の排出方法はステーション方式で、各区域の集積所数等については表-3に示すとおり。

表-2 「資源の日」の収集品目（収集容器は本庁管内の例）

分別品目	収集容器等	分別品目	収集容器等
①缶類	緑色の網かご	⑪小型電気製品類	青色のコンテナ
②透明ビン	青色のコンテナ	⑫中型ごみ	集積所の一角
③茶色ビン	〃	⑬新聞・チラシ	〃
④その他のビン	〃	⑭段ボール	〃
⑤生きビン	〃	⑮雑誌	〃
⑥紙パック	〃	⑯布類	〃
⑦金属製のフタ	黄色のコンテナ	⑰ペットボトル	緑色の網袋
⑧有害危険物	〃	⑱白色トレイ	〃
⑨ガラス・陶磁器類	灰色のコンテナ	⑲その他のプラスチック製容器	〃
⑩なべ・金物類	青色のコンテナ	⑳その他の紙製容器包装	集積所の一角

表－3 「資源の日」の各管内の集積所数等及び分別品目数の推移

管内	集積所数	収集頻度	収集車両	合併前までの分別品目数(開始年度)の推移
本庁	395	2回/月	10台	8品目(H8)→17(H11)→20(H12)
坂本	75	1回/月	3台	18品目(H9)→21(H12)→22(H14)
千丁	16	2回/月	1台	8品目(H11)→9(H14)
鏡	48	2回/月	2台	11品目(H12)→12(H14)→15(H15)→17(H17)
東陽	34	1回/月	1台	7品目(H14)→11(H16)
泉	53	1回/月	2台	5品目(H12)→20(H16)
合計	621		19台	

[備考]

- ①市内全域、ステーション方式で収集
- ②全エリアにおいて収集業務を委託している。
- ③本庁管内の収集車両は市の所有車両を貸与している。
- ④本庁管内では、収集日が祝日に当たる場合は振替収集を実施している。

(3) 搬入ごみ及び処理施設

ごみを搬入する施設も、合併協議に基づきエリアごとに定めている。(「(1) ごみ処理のエリア及び処理施設」を参照)

各施設に搬入されるごみは、基本的に家庭から集積所に排出される家庭系ごみ以外に、家庭からの大型ごみを含む直接搬入ごみや、商店等の事業所から直接搬入される事業系一般廃棄物がある。

①八代市清掃センター(所在地:八代市中北町 3743、敷地面積:14,730.44 m²)

清掃センターに搬入されるごみには、県企業局から事務委託を受けて処理している一般廃棄物も含まれている。

なお、昭和50年度から隣接する坂本村のごみも処理委託を受託していたが、合併により坂本支所管内分のごみとして処理をしている。

i) 搬入ごみ処理手数料

手数料は従量制としている他、適正処理困難物については、従量制に加え、品目ごとの処理の困難性に応じた特別処理手数料を加算している。

表－4－1 搬入ごみ処理手数料(消費税を含む)

搬入施設	搬入ごみ処理手数料金	備考
清掃センター	重量10kg当り 100円	搬入されたごみに大型ごみがある場合は、表－4－2の特別処理手数料が加算される。
樹木剪定くずリサイクル施設	重量10kg当り 50円	市内全域からの搬入が可能

表-4-2 品目ごとの処理手数料（消費税を含む）

品 目	料 金	
電気冷蔵庫*及び電気冷凍庫*	1 個当り	1,500 円
ユニット型エアコンディショナー*		1,500 円
電気洗濯機*		1,000 円
テレビジョン受信機（25 型以上）*		1,000 円
テレビジョン受信機（25 型未満）*		500 円
温水機、ボイラー、衣類乾燥機		1,000 円
スプリング入りマットレス		1,000 円

※特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 19 条に規定する料金が支払われているものに限る。

ii) 処理施設

ア. ごみ焼却処理施設

- ・着 工 昭和 48 年 12 月 15 日
- ・竣 工 昭和 50 年 6 月 30 日
- ・処理方式 全連続燃焼式機械炉（ストーカ方式）
- ・処理能力 150 t / 24 h（75 t / 24 h × 2 基）
- ・建築概要 本館（工場棟 / 延 1,962.42 m²）、管理事務所、計量室
- ・公害防止対策 ダイオキシン類対策（排ガス、飛灰）、ばいじん・汚水処理装置

イ. 可燃性粗大ごみ焼却炉

家具・布団・カーペット等の粗大ごみを焼却するために、可燃性粗大ごみ焼却炉を設置している。

- ・設置年月 平成 6 年 1 月 31 日
- ・処理能力 33kg~79kg / h
- ・火床面積 4.8 m²
- ・公害防止対策 ダイオキシン類対策（排ガス、飛灰）、ばいじん

ウ. 八代市リサイクルプラザ（不燃物処理・資源化施設）

- ・竣 工 昭和 60 年 2 月 28 日
- ・処理能力 20 t / 5 h
- ・建物概要 鉄骨スレート葺 2 階建 / 508 m²

エ. 容器包装リサイクル関連施設

- ・ペットボトル減容機：処理能力 300kg / h（平成 11 年 4 月設置）
- ・その他プラスチック用減容機：処理能力 200kg / h（平成 13 年 7 月設置）

オ. 樹木、剪定くずリサイクル施設

- ・所在地 八代市南平和町 3 5 5（八代ソイル株式会社内）
- ・使用開始 平成 15 年 7 月 1 日
- ・処理能力 16 m³ / 8 h × 2 台

- ・処理方式 自走式チッパーシュレッダーによる破砕処理
- ・処理実績 平成15年度 303 t (7月～3月実績)
平成16年度 381 t
平成17年度 387 t
- ・その他 処理物については、堆肥原料として利用

iii) ごみ等の処理 (図-4参照)

ア. 「燃えるごみ」の処理

中間処理後の焼却灰と不燃性残渣等については、八代市水島最終処分場の埋立終了(平成15年1月5日)に伴い、県内の民間管理型処分場へ処分委託している。

イ. 「資源物」の処理

- ・缶類はリサイクルプラザで、鉄とアルミに選別・プレス後、売却している。
- ・透明ビン及び茶色ビンは不適合物を取り除いて売却している。
- ・その他の色ビンは不適合物を取り除き指定法人ルートで処理委託している。
- ・ペットボトルは専用の減容機でプレス後、福祉団体に売却している。
- ・その他のプラスチック製容器は専用の減容機でプレス後、指定法人ルートで処理委託している。
- ・白色トレイはビニール袋に詰めた後、指定法人ルートで処理委託している。
- ・平成12年度より有害危険物の廃蛍光管・廃乾電池は、ドラム缶に貯留し処理委託している。
- ・その他のものは、一時、清掃センター内に保管した後、事業者処理を委託している。一方、これ以外のものについては、破砕、焼却など中間処理を経て民間最終処分場に埋立処分委託している。

②八代生活環境事務組合クリーンセンター (所在地：八代郡氷川町楯313-1、敷地面積：12,927 m²)

クリーンセンターでは、八代市(北部ブロック)と氷川町(旧宮原町、旧竜北町、平成17年10月1日合併)から発生する一般廃棄物を処理している。

i) 搬入ごみ処理手数料

手数料は従量制としている他、大型ごみについては、従量制に加え、品目ごとの処理の困難性に応じた特別処理手数料を加算している。

表-5-1 搬入ごみ処理手数料(消費税を含まない)

搬入ごみ処理手数料金	備 考
重量10kg 当り 100 円	<ul style="list-style-type: none"> ・10 円未満の金額は切り捨て。 ・搬入されたごみに大型ごみがある場合は、表-5-2 の特別処理手数料が加算される。

表-5-2 品目ごとの処理手数料（消費税を含まない）

品 目	料 金	
電気冷蔵庫*及び電機冷凍庫*	1 個当り	1,500 円
ユニット型エアコンディショナー*		1,500 円
電気洗濯機*		1,500 円
テレビジョン受信機（21 インチ以下）*		1,000 円
テレビジョン受信機（上記以外のもの）*		1,500 円

※特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 19 条に規定する料金が支払われているものに限る。

ii) 処理施設

ア. ごみ焼却処理施設

- ・竣 工 平成 11 年 3 月
- ・処理方式 機械化バッチ燃焼式焼却炉（ストーカ方式、自動燃焼制御）
- ・処理能力 22 t / 8 h × 2 基 計 44 トン
- ・建築概要 工場棟（ごみ焼却施設、不燃物資源化施設）、管理事務所
- ・公害防止対策 ダイオキシン類対策（排ガス、飛灰）、ばいじん・汚水処理装置

イ. 一般廃棄物最終処分場

- ・所 在 地：八代郡氷川町柵 353 番地 1
- ・敷地面積：13,500 m²
- ・埋立用地面積：13,020 m²（内、埋立面積：5,499 m²）
- ・埋立容量：19,032 m³
- ・埋立期間：約 10 年
- ・埋 立 物：焼却灰、飛灰、不燃性破碎残渣、粗大ごみ破碎残渣

(4) ごみ量の推移

①南部ブロックのごみ量の推移

ア. 燃えるごみ量の推移

表-6 及び図-1 に示すように、家庭系ごみの収集・搬入量は、平成 10 年度までは増加傾向にあったが、平成 11 年度に減少し、以降横ばい傾向に転じている。

これは、有料指定袋制度の導入、20 分別による資源の日の実施、ごみ減量化対策事業（資源回収活動助成事業及び生ごみ堆肥化容器設置助成事業）の推進・によって、家庭から出される燃えるごみが抑制されているものと考えられる。

イ. 家庭系資源物量の推移

表-6 及び図-1 に示すように、家庭系資源物量（燃えないごみの量）は、平成 12 年度をピークに横ばいから減少傾向にある。

これは、清涼飲料水用のガラスビンが、紙パックやペットボトルなどの使い捨て容器に移行したことと、資源回収活動の活発化が影響していると考えられる。

なお、平成 11 年度及び 12 年度の収集量が平成 9 年度までに比べ増加しているのは、「資源の日」で収集する 20 品目（表-2 を参照）を全て資源物として扱っているためである。

ウ．資源化量の推移

表-7 に示す資源化量は、昭和 59 年度までは、「不燃物」として収集していた中から磁性物のみを資源化していた。

昭和 60 年度から、リサイクルプラザで、磁性物・アルミ・ビン類の選別を開始したことにより、資源化量が飛躍的に伸びた。

平成 8 年度から、「資源の日／8 分別」を開始したことに伴い、紙パックと若干の古紙類の分別回収を開始し、その後、11 年 1 月から、「資源の日／17 分別」への拡大に伴い、古紙類・布類・ペットボトルの分別収集を開始したことで、可燃系の資源化量が増加した。

また、平成 12 年 4 月からは、白色トレイ、その他のプラスチック製容器、その他の紙製容器包装等可燃系資源品目を追加したが、ごみ減量対策事業の資源回収活動助成事業等の推進により、古紙類特に新聞・雑誌・段ボールの収集量が前年度と比べ減少し、可燃系資源化量が減少した。平成 13 年度は、可燃系資源物は横ばいだが、家電リサイクル法の施行に伴い、テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン等の搬入の減少がそのまま資源化量の全体の減少につながっている。平成 14 年度は、可燃系資源物の雑誌・段ボール・布類・その他のプラスチック等は増加したが、不燃物系のビン類等の減少で資源化全体量は横ばいの状況である。

②北部ブロックのごみ処理量

八代生活環境事務組合クリーンセンターで処理している北部ブロックのごみ処理量（平成 17 年度）は図-5 のとおり。

表一6 ごみ収集及び搬入量の経年変化

項目 年度	燃えるごみ				資源 (平成10年度までは不燃物)				総計	
	八代市(本庁)	坂本町	施設搬入	可燃合計	八代市(本庁)	坂本町	施設搬入	資源合計		
H 1	21,764	613	7,551	29,928 (100)	4,221	240	1,880	6,341 (100)	36,269	(100)
2	21,685	612	7,696	29,993 (100)	3,798	212	1,919	5,929 (94)	35,922	(99)
3	22,091	712	8,413	31,216 (104)	4,172	236	2,094	6,502 (103)	37,718	(104)
4	22,194	570	8,865	31,629 (106)	3,907	230	2,206	6,343 (100)	37,972	(105)
5	22,901	562	9,427	32,890 (110)	3,973	208	2,354	6,535 (103)	39,425	(109)
6	22,891	591	10,048	33,530 (112)	3,977	214	2,511	6,702 (106)	40,232	(111)
7	23,688	632	10,921	35,241 (118)	3,766	213	2,725	6,704 (106)	41,945	(116)
8	22,832	602	11,337	34,771 (116)	3,499	196	2,831	6,526 (103)	41,297	(114)
9	22,870	386	11,393	34,649 (116)	3,149	134	2,846	6,129 (97)	40,778	(112)
10	23,170	477	12,298	35,945 (120)	3,336	134	3,067	6,537 (103)	42,482	(117)
11	19,382	540	12,839	32,761 (109)	4,422	163	3,200	7,785 (123)	40,546	(112)
12	19,757	639	13,567	33,963 (113)	4,432	164	3,386	7,982 (126)	41,945	(116)
13	20,214	722	12,328	33,264 (111)	4,218	133	3,076	7,427 (117)	40,691	(112)
14	20,224	780	12,525	33,529 (112)	4,055	135	3,120	7,310 (115)	40,839	(113)
15	20,090	770	12,720	33,580 (112)	3,741	141	3,167	7,049 (111)	40,629	(112)
16	19,958	771	11,790	32,519 (109)	3,682	126	2,936	6,744 (106)	39,263	(108)
17	19,993	784	11,601	32,378 (108)	3,692	112	2,893	6,697 (113)	39,075	(109)

※ () 内の数値は、それぞれ平成元年度の値を100とした値。

表一 7 清掃センターのごみ処理量の経年変化

単位 [t]

項目 年度	清掃センター での処分量 の総計(a)	焼 却 量		資 源 化 量			埋 立 処 分 量				
		日 数	総 量	1 日 当 り	不 燃 系	可 燃 系	合 計 (b)	資源化率	焼却残灰	非磁性的物	埋立合計
H 1	36,269	322	34,046	106	2,883		2,883	7.9	6,068	482	6,550 (100)
2	35,922	332	34,924	105	3,124		3,124	8.7	5,430	866	6,297 (96)
3	37,718	330	34,252	104	3,064		3,064	8.1	4,945	994	5,939 (91)
4	37,972	332	34,829	105	3,228		3,228	8.5	4,973	1,009	5,983 (91)
5	39,425	339	35,883	106	3,187		3,187	8.1	5,592	850	6,442 (98)
6	40,232	359	38,116	106	3,469		3,469	8.6	6,212	1,261	7,473 (114)
7	41,945	352	37,371	106	3,145		3,145	7.5	6,027	613	6,641 (101)
8	41,297	362	38,333	106	3,290	50	3,340	8.0	6,445	1,828	8,273 (126)
9	40,778	358	37,136	104	3,507	80	3,587	8.6	6,154	537	6,692 (102)
10	42,482	359	38,957	109	3,561	374	3,935	8.4	6,283	277	6,560 (100)
11	40,546	358	36,846	103	4,099	1,579	5,677	14.0	5,691	361	6,052 (92)
12	41,945	360	38,824	108	3,970	1,293	5,263	12.5	5,192	367	5,559 (85)
13	40,691	357	36,483	102	3,501	1,346	4,847	11.9	4,895	296	5,191 (79)
14	40,839	321	34,181	107	3,247	1,645	4,893	12.0	4,891	428	5,319 (81)
15	40,629	327	36,915	113	3,247	1,645	4,576	11.3	5,771	435	6,206 (95)
16	39,263	322	34,756	108	2,637	1,410	4,047	10.3	5,947	333	6,280 (96)
17	39,075	335	35,969	107	2,256	1,584	3,840	9.8	6,232	408	6,640 (101)

※「資源化率 (%)」= (b) / (a) × 100。「埋立合計」の () 内の数値は、平成元年度を100とした値。

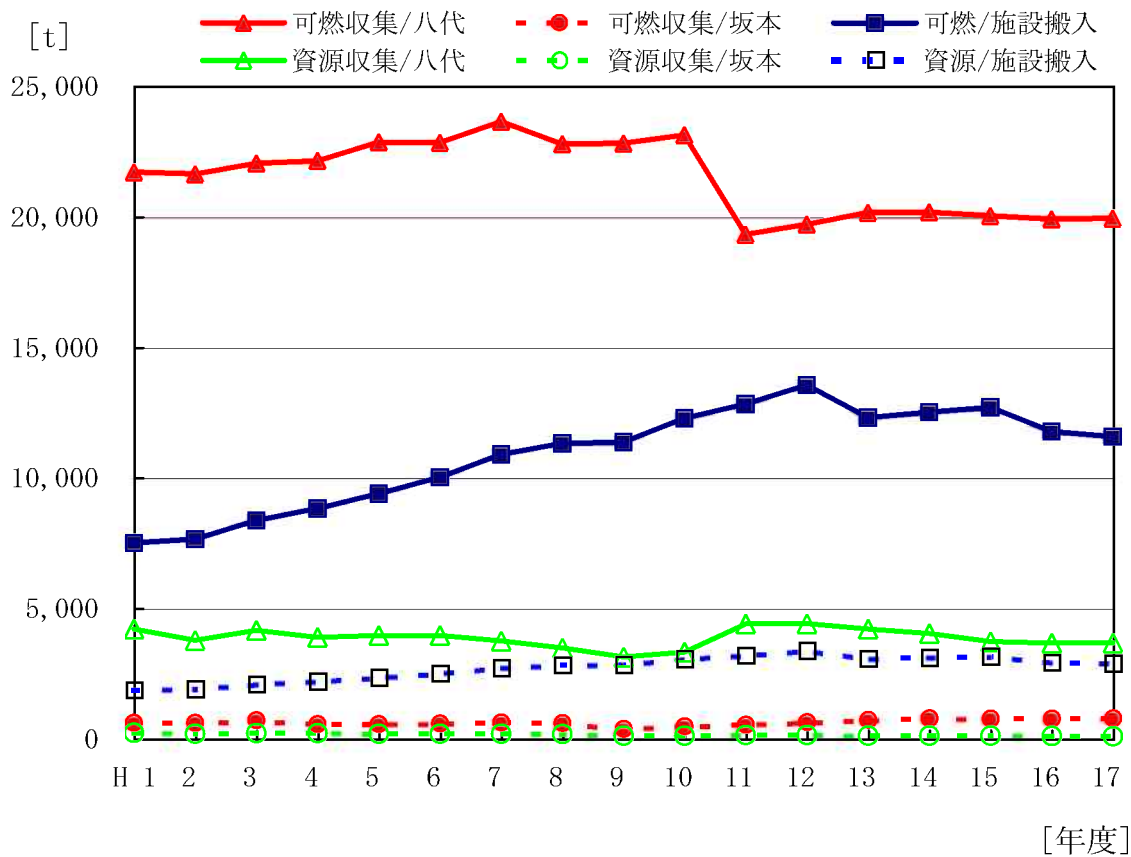
「資源化量」の「不燃物系」は、磁性的物・アルミ・ビン類。

平成8年度より「資源の日/8分別」を開始。可燃系では紙パック・古紙類の資源化を開始。

平成11年1月より「資源の日」を17分別に変更。同時に不燃物を廃止。可燃系では古紙類の資源化が本格化し、ペットボトルの資源化を開始。

平成12年4月より「資源の日」を20分別に変更（白色トレイ、その他のプラスチック製容器、その他の紙製容器包装を追加）。

図一 燃えるごみ及び資源物搬入量の経年変化



図二 ごみ処理量の経年変化

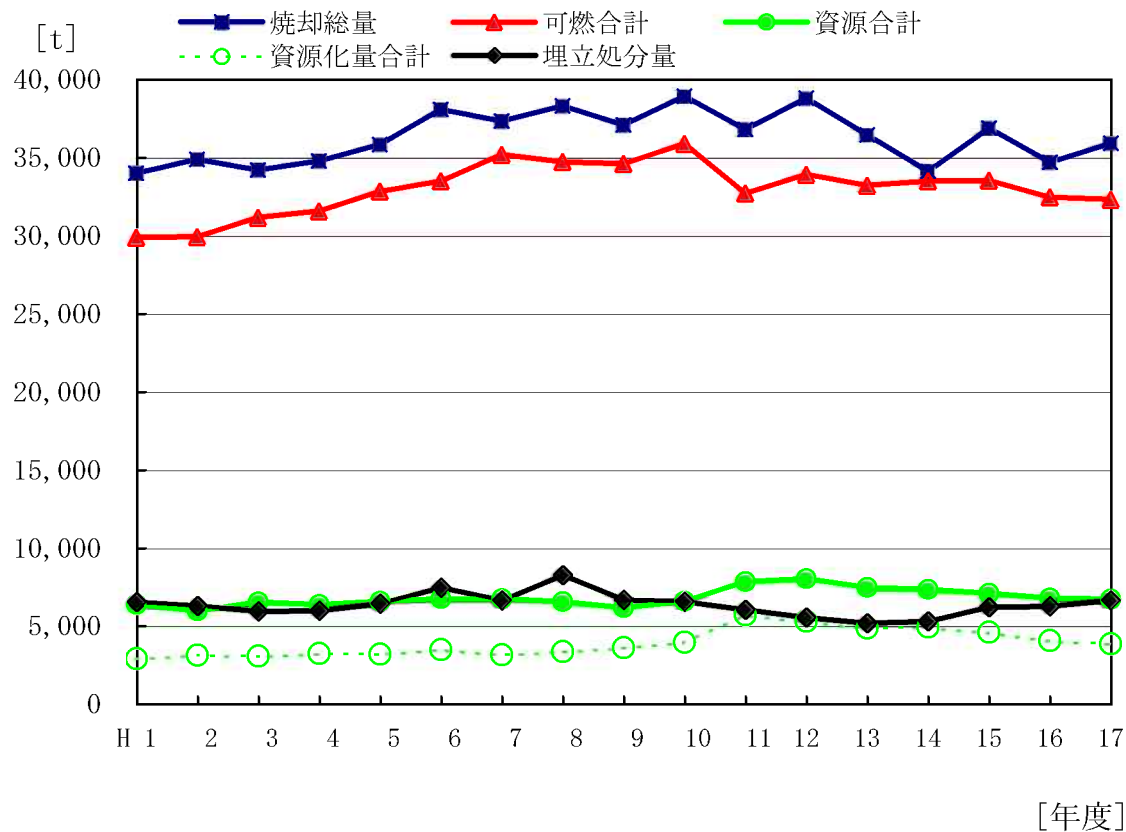


図-3 南部ブロックにおける一人1日当りのごみ収集量経年推移

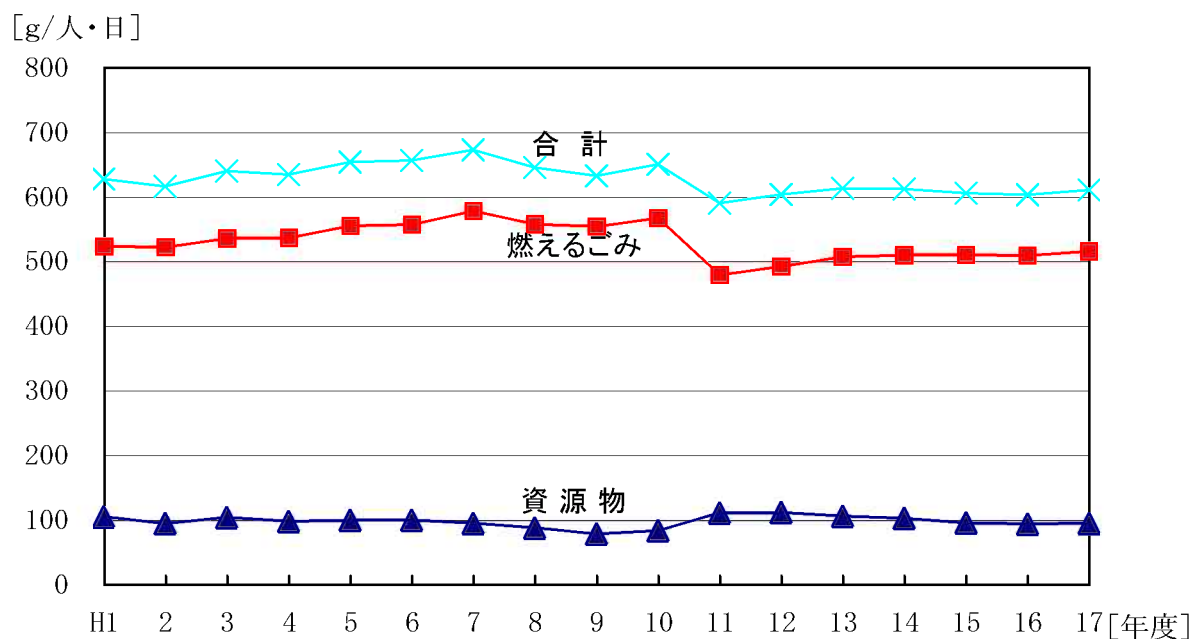


表-8 一人1日当りのごみの量

単位 [g/人・日]

年度	燃えるごみ				資源物				合 計			
	本庁管内		南部ブロック		本庁管内		南部ブロック		本庁管内		南部ブロック	
H1	546	(100)	524	(100)	106	(100)	104	(100)	652	(100)	628	(100)
2	544	(100)	523	(100)	95	(90)	94	(90)	639	(98)	617	(98)
3	556	(102)	537	(102)	105	(99)	104	(99)	661	(101)	640	(102)
4	559	(102)	537	(103)	98	(92)	98	(93)	657	(101)	635	(101)
5	578	(106)	556	(106)	100	(94)	99	(95)	678	(104)	655	(104)
6	579	(106)	557	(106)	101	(95)	99	(95)	680	(104)	657	(105)
7	599	(110)	578	(110)	95	(90)	95	(91)	694	(106)	673	(107)
8	577	(106)	558	(107)	95	(90)	88	(84)	672	(103)	646	(103)
9	578	(106)	555	(106)	79	(75)	78	(75)	657	(101)	633	(101)
10	595	(109)	567	(108)	79	(75)	83	(80)	674	(103)	651	(104)
11	495	(91)	480	(92)	113	(107)	111	(106)	608	(93)	591	(94)
12	510	(93)	493	(94)	114	(108)	111	(106)	624	(96)	604	(96)
13	517	(95)	508	(97)	108	(102)	106	(101)	625	(96)	614	(98)
14	519	(95)	511	(98)	104	(98)	102	(98)	623	(96)	613	(98)
15	529	(97)	511	(98)	99	(93)	95	(91)	628	(96)	606	(96)
16	517	(95)	510	(97)	95	(90)	94	(90)	612	(94)	604	(96)
17	524	(96)	517	(99)	97	(92)	95	(91)	621	(95)	611	(97)

※本庁及び坂本支所管内の収集量を基に算出。()内の数値は、平成元年度を100とした値。

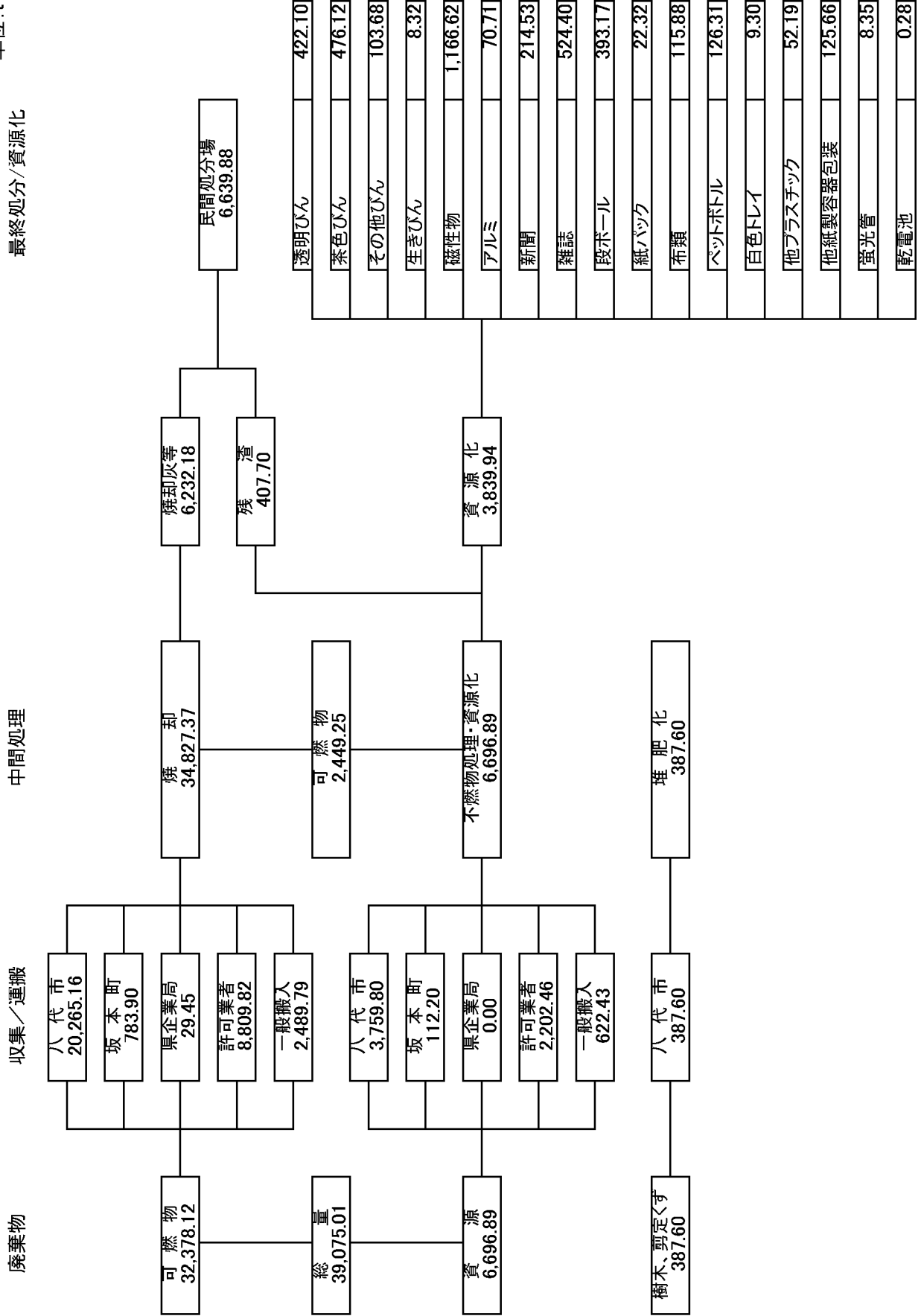
※南部ブロックは本庁及び坂本支所管内の収集量合計及び人口合計から算出。

※平成10年度までの資源物の量は、不燃物として計量していた数値。

※八代市の人口・本庁:104,593人、坂本:5,584人(平成18年3月末現在)

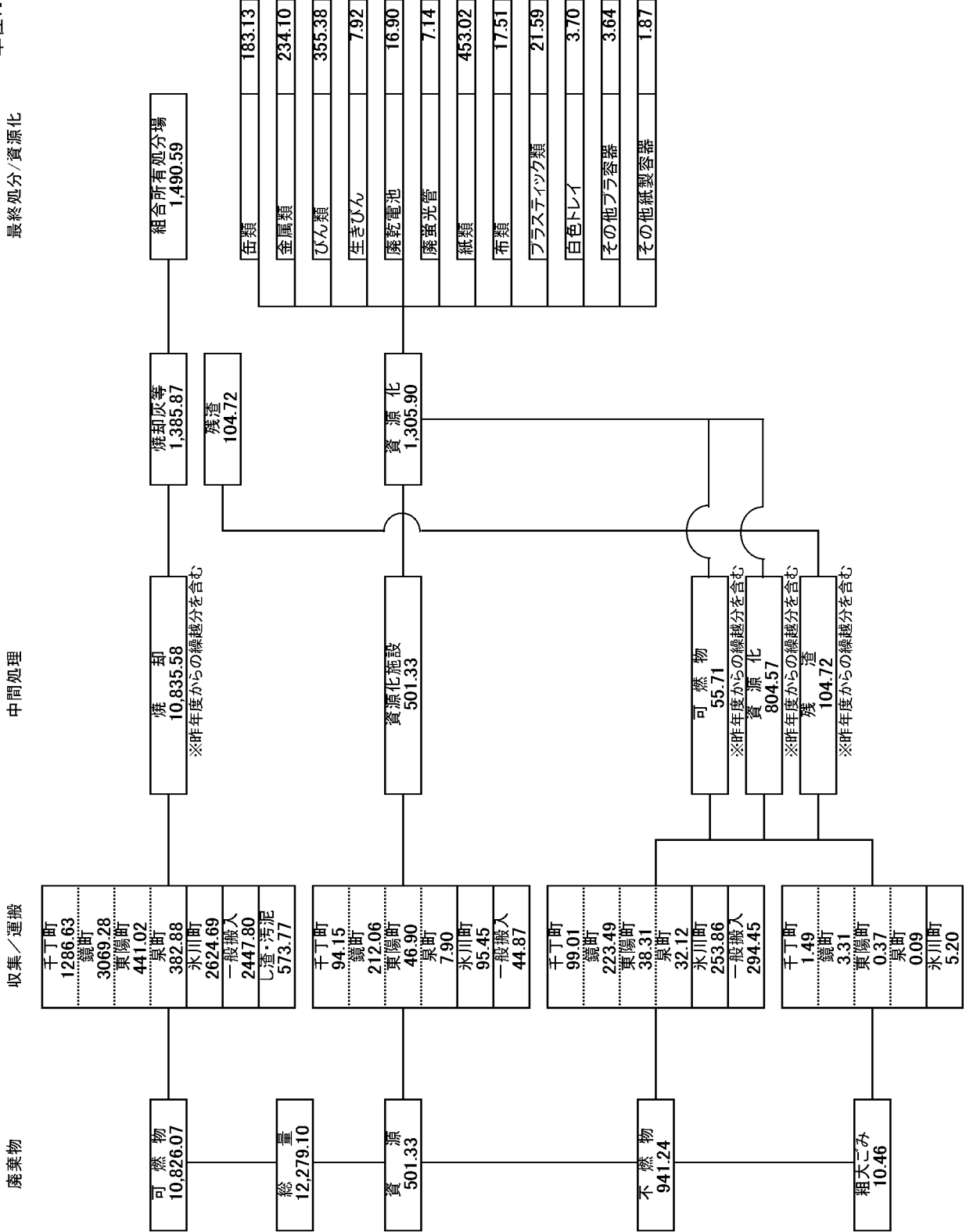
図-4 市清掃センター（南部ブロック）のごみ収集運搬・処理・処分・資源化一覧

単位：t



図一5 八代生活環境事務組合クリーンセンター（北部ブロック）のごみ収集運搬・処理・処分・資源化一覧

単位:t



2. ごみ減量化対策

本事業は、特に焼却処分をしている「燃えるごみ」の削減を重点課題とし、家庭及び事業所から発生するごみの排出抑制と分別排出によるリサイクル率の向上を念頭におきごみ減量化対策を推進している。

家庭における排出抑制対策としては、各団体が自主的に実施している資源回収活動を支援する「資源回収活動助成制度」のほか、各家庭で生ごみの資源化・有効利用に取り組む運動の普及を目的とした「生ごみ堆肥化容器等設置助成制度」を展開している。また、事業活動で発生する一般廃棄物対策では、この排出削減を目的とした「多量排出事業所」の指定を行っている。

(1) 資源回収活動助成事業

① 事業概要

平成4年度から、新聞紙・雑誌・段ボールを助成の対象として、資源回収活動を行った団体に対し、回収量に応じた助成（一律3円/kg）を行ってきたが、平成9年4月に助成額を改正した。

② 助成額

新聞紙・1kgにつき4円、雑誌・1kgにつき5円、段ボール・1kgにつき4円

③ 実績等

平成17年度の総回収量は、助成のあり方について一部見直しを行ったことから平成16年度に対し、約753トン減少した。これは、平成17年度より団体を登録制とし「資源の日」を利用した資源回収活動は、助成金交付対象としないことに変更したためである。なお、本事業は活動の定着化をみたことにより平成18年度から廃止した。

表一1 資源回収活動助成事業実績の推移

年度	活動状況		本事業による古紙回収実績(kg)	指数 H9=100	古紙回収実績の内訳(kg)		
	団体数	活動回数			新聞紙	雑誌	段ボール
9	208	996	1,643,347	100	972,578	451,383	219,386
10	234	895	1,362,231	83	920,746	247,348	194,137
11	271	790	1,226,292	75	888,447	159,199	178,646
12	285	814	1,324,832	81	974,608	184,699	165,525
13	145	856	1,560,390	95	1,147,020	225,094	188,276
14	137	815	1,865,284	114	1,392,319	217,085	255,880
15	139	982	2,052,460	125	1,501,276	315,065	236,119
16	135	1,491	2,084,915	127	1,497,414	314,963	272,538
17	104	369	1,331,834	81	977,330	234,355	120,149

※ 平成12年度までの団体数は、登録団体数。13年度以降は実働団体数。

(2) 生ごみ堆肥化容器等設置補助事業

① 事業概要

平成4年度から、生ごみ堆肥化容器（EM容器及びコンポスト）の助成制度をスタートさせ、平成11年度からは電気式生ごみ処理機の設置（事業所は対象外）に対しても助成制度を適用している。

② 助成額

- i) 生ごみ堆肥化容器…購入価格の（消費税込み）の50%を助成
但し、上限は1基につき3,000円で1世帯に3基までを助成対象
- ii) 電気式生ごみ処理機…購入価格（消費税込み）の50%を助成
但し、上限は1機につき25,000円で1世帯に1機までを助成対象
※平成17年度7月までは、購入金額の25%、上限1万5千円

③ 実績等

助成制度を開始した当初は、コンポスト容器が主流であったが、平成6年度頃から婦人会活動で「EM容器による生ごみの堆肥化運動」が取り上げられ、EM容器が主流であった。

その後、平成11年度から、EM容器に比べ生ごみの処理が手軽で、臭いの発生も低いなど利便性が高い電気式生ごみ処理機にも制度を適用している。補助基数では、電気式生ごみ処理機が主流となってきている。

表一2 生ごみ堆肥化容器等設置助成事業実績の推移

年度	申請者数 (人)	設置補助基数				
		計	EM容器	コンポスト	バイオ式	生ごみ処理機
6	879	1,154	979	175	—	—
7	814	1,052	1,116	64	—	—
8	500	796	755	41	—	—
9	308	441	385	50	—	6
10	493	802	641	143	—	18
11	713	968	492	161	—	315
12	259	367	176	45	—	146
13	245	279	93	39	8	139
14	169	205	100	30	0	75
15	119	136	48	20	1	67
16	99	115	38	14	0	63
17	196	222	64	18	0	140

※「バイオ式」とは、「EM方式」とは異なった微生物処理を行う堆肥化容器のこと。

(3) ボカシ製造機貸与事業

① 事業概要

堆肥化容器による生ごみの自家処理・再生利用の促進に必要な発酵資材である「ボカシ」の製造労力の軽減、品質の向上と低価格での安定供給を図り、生ごみの自家処理時の適正使用を支援するため、ボカシ製造機（製造能力：1回当たり 60kg/5日、保有機数：3機）の無償貸与を行なっている。

平成 17 年度からは福祉事業推進の支援・協力のため福祉施設・授産施設へ年間を通して貸出を行なった。

② 実績等

施設貸出：市立おおぞら授産所、ワークショップ八代及び集いの家の 3 福祉関係施設に各 1 機ずつ年間を通じて貸出を行い、延べ 77 回の利用があった。

(4) 多量排出事業所の指定

① 事業概要

平成 12 年 4 月から、次の条件

ア．1 日当りの廃棄物の排出量が 100kg を超える場合

イ．事業用延べ床面積が 1,000 m²を超える場合

のいずれかに該当する 49 の事業所を「多量排出事業所」に指定し、「一般廃棄物減量計画書」の提出を義務付け、この計画書に基づく「事業所ごみの減量化」と「リサイクルの推進」の指導を行っている。

② 指定を行った 49 事業所の内訳

小 売 業（17／総合 6、主に家庭用品・雑貨 7、主に食品 4）、

卸 売 業（6／建設関係 3・食品関係 3）、製 造 業（5）、結 婚 式 場（2）、

ホ テ ル（6）、病 院（4）、福 祉 施 設（5）、行 政 機 関（3）、特 殊 法 人（1）

3. し尿処理の現況

本市におけるし尿処理は、本庁管内においては「八代市衛生処理センター」、坂本支所、鏡支所、千丁支所、東陽支所、泉支所管内については、「八代生活環境事務組合衛生センター」で生し尿を処理し、浄化槽汚泥は海洋投入により処分している。

各施設における処理量等については、表-1 及び表-2 のとおり。

(1) 八代市衛生処理センターによるし尿処理と海洋投入

衛生処理センターは、昭和 36 年に処理能力 36k/日で供用を開始し、昭和 44 年に施設を増設したことで 86k/日の処理能力を有していた。しかし、急激に増加したし尿浄化槽からの汚泥と生し尿の増加に対応しきれなくなり、昭和 48 年から海洋投入を開始した。

近年の生し尿と浄化槽汚泥の発生量合計については、公共下水道の整備も進んではいるが、年間 48,000k 程度で推移している。

また、平成 14 年度までは、増設した 50k ℓ /日の施設で生し尿のみを処理していたが、生し尿収集量は減少傾向にあり、また、平成 15 年度から消化促進剤の使用を開始したことで、年間約 12,000k ℓ の生し尿と 4,600k ℓ の浄化槽汚泥の処理が可能となった。その結果、浄化槽汚泥の海洋投入処分量の削減が図れた。

なお、平成 19 年 2 月 1 日より海洋投入の全面禁止を受け、平成 16 年 9 月、浄化槽汚泥を処理するための施設建設に着手した（平成 18 年 12 月、八代市浄化槽汚泥処理施設供用開始）。

(2) 浄化槽

現在、本市に設置されている浄化槽の殆どが、みなし浄化槽(単独浄化槽)である。今日の水質汚濁の原因は、主に生活雑排水であるが、みなし浄化槽は、水洗トイレの汚水だけを処理するため、生活雑排水は未処理のまま公共用水域に流入する。特に、市街地域では生活雑排水による水質汚濁が顕著であることから、公共下水道又は合併処理方式の浄化槽の整備促進が望まれているところである。

一方、公共下水道の認可区域外については、それまでの間も合併処理方式の浄化槽への切替えに努めるとともに、浄化槽の維持管理の徹底を図っていく必要がある。

なお、平成 17 年度に「八代市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」に基づき、補助した基数は、336 基（延べ 2,019 人槽分）である。

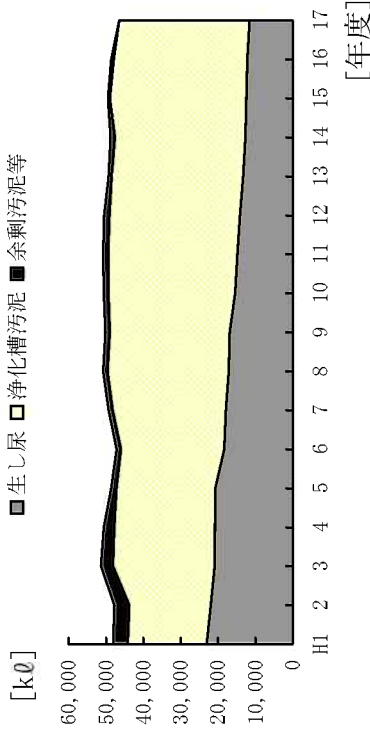
表一1 市衛生処理センターにおける生し尿、浄化槽汚泥等の発生量及び処理量の経年変化

年度	発生量			処理量		合計	指数
	生し尿	浄化槽汚泥	余剰汚泥等	施設処理	海洋投入		
H1	22,971	21,200	4,061	22,679	25,533	48,232	100
2	21,924	21,867	3,910	21,924	25,777	47,701	99
3	20,820	27,303	3,946	20,820	31,249	52,069	108
4	20,737	27,090	3,242	18,315	32,754	51,069	106
5	20,727	26,471	2,736	23,522	26,412	49,934	104
6	18,269	27,754	1,426	12,933	34,515	47,449	98
7	17,860	30,355	1,093	10,596	38,712	49,308	102
8	17,096	32,493	1,093	10,831	39,850	50,682	105
9	16,865	32,129	1,098	13,952	36,141	50,092	104
10	15,402	33,990	1,138	15,392	35,138	50,530	105
11	14,791	34,638	1,154	13,743	36,839	50,582	105
12	14,081	35,010	1,335	14,046	36,380	50,426	105
13	13,249	35,287	1,423	13,834	36,125	49,959	104
14	12,610	35,021	733	13,248	35,115	48,363	100
15	12,333	36,569	1,128	17,091	32,939	50,030	104
16	12,074	35,781	547	16,689	32,275	48,964	102
17	11,485	34,993	766	15,963	31,281	47,244	98

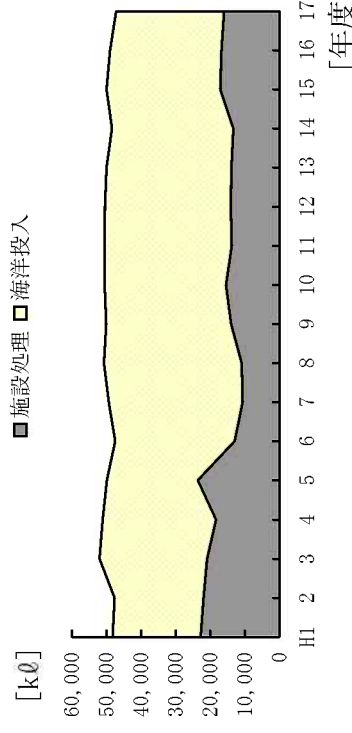
[備考]合計は発生量または処理量の合計。

指数は平成元年度の合計量を100とした場合の値。

発生量の経年変化



処理量の経年変化



表一2 八代生活環境事務組合衛生センターにおける生し尿、浄化槽汚泥等の発生量及び処理量 (平成17年度)

年度	発生量			処理量	
	生し尿	浄化槽汚泥	東陽町農集排汚泥	東陽町農集排汚泥	泉町農集排汚泥
H17	5,810	8,327	626	150	14,913

表一3 八代市における生し尿、浄化槽汚泥等の発生量及び処理量 (平成17年度)

年度	発生量			処理量	
	生し尿	浄化槽汚泥	余剰汚泥等	東陽町農集排汚泥	泉町農集排汚泥
H17	17,295	43,320	766	626	150
				30,876	31,281

4. 浄化槽設置に対する補助金交付制度及び浄化槽市町村整備事業

近年、公共用水域の汚濁の大きな原因として生活雑排水が問題視されている。市では、その対策として公共下水道の整備を計画的に進めているが、公共下水道が近い将来において整備できない地域に対しては、これに代わる対策が必要となる。

そこで、八代地域、坂本地域、千丁地域及び鏡地域では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、「八代市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」に基づき、浄化槽設置者に対して補助金を交付している。

また、東陽及び泉地域では、農業集落排水処理施設で処理する区域以外の区域において、「八代市浄化槽条例」に基づき、浄化槽設置希望者を募集し、審査後、市が浄化槽を設置、維持管理を行う浄化槽市町村整備事業を実施している。

(1) 対象地域

① 補助を受けられる地域

八代、坂本、千丁及び鏡地域であって、公共下水道事業計画の認可区域、公共下水道建設予定区域を除いた地域、流域下水道事業計画の認可区域及び流域下水道建設予定区域を除いた地域

② 浄化槽市町村整備事業対象地域

東陽及び泉地域であって、農業集落排水処理施設で処理する区域以外の地域

(2) 補助金の限度額

○新築、改造等や汲み取り便所からの改築・改造等

人槽	5	7	10
補助金の限度額	354,000 円	411,000 円	519,000 円

- 備考 1) 八代地域（旧八代市域）については、みなし浄化槽（単独処理浄化槽）からの切替えによる設置について、上記の限度額に 100,000 円を加算した金額
- 2) 坂本地域（旧坂本村域）については、上記の限度額に 1 人槽当たり 30,000 円の補助を加算
- 3) 千丁及び鏡地域（旧千丁町及び旧鏡町）については、公共下水道認可区域内においても、市長が必要と認めた場合は、上記の限度額の 3 分の 1 を補助

(3) 実績状況

① 平成 17 年度補助金額

[単位：千円]

	八代地域	坂本地域	千丁地域	鏡地域	合計
国	31,789	5,987	647	4,076	42,499
県	29,901	5,987	647	4,076	40,611
市	34,889	14,207	647	4,468	54,211
合計	96,579	26,181	1,941	12,620	137,321

② 平成 17 年度補助設置基数

	八代地域	坂本地域	千丁地域	鏡地域	合計
5 人槽	128	31	2	10	171
7 人槽	118	17	3	24	162
10 人槽	3	0	0	0	3
合計	249	48	5	34	336
延人槽	1,496	274	31	218	2,019

③ 平成 17 年度浄化槽市町村整備事業実績

	東陽地域	泉地域	合計
5 人槽	6	16	22
7 人槽	7	12	19
10 人槽	0	0	0
合計	13	28	41
延人槽	79	164	243

(備考) 本データは、平成 17 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日までのものであり、合併前の旧市町村における実績を含む